



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年12月28日金曜日 第2433号

## ◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県みつばち転飼条例施行規則を廃止する規則.....1121

## 告 示

特約業者の指定の取消し.....1121

産業廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等.....1121

指定障害児通所支援事業者の指定.....1122

保安林の指定の解除.....1122

公聴会の開催.....1122

道路の区域変更（県道川之江大豊線）.....1123

道路の区域変更（一般国道319号外）.....1123

道路の供用開始（"）.....1123

道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）.....1124

開発行為に関する工事の完了.....1124

建設業者の許可の取消し.....1124

道路の供用開始（一般国道197号）.....1125

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....1125

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....1127

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....1127

## 監 査 公 表

住民監査請求に係る監査結果の公表.....1128

監査結果に基づく措置の公表の一部訂正.....1130

## 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則...1131

## 正 誤

平成24年12月11日付け第2428号愛媛県告示第1488号（開発行為に関する工事の完了）中.....1145

平成18年5月30日付け第1764号愛媛県告示第853号（道路の区域変更（一般国道197号））中.....1145

平成24年5月18日付け第2369号愛媛県告示第682号（道路の供用開始（一般国道197号））中.....1145

平成24年6月8日付け第2375号監査公表（公表第9号）中.....1145

## 規 則

### ○愛媛県規則第52号

愛媛県みつばち転飼条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県みつばち転飼条例施行規則を廃止する規則

愛媛県みつばち転飼条例施行規則（昭和31年愛媛県規則第19号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1561号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成24年12月28日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
渡邊耕一（渡辺石油店）	新居浜市土橋1丁目12-26	平成24年12月4日

### ○愛媛県告示第1562号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、

次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県環境部環境局循環型社会推進課及び八幡浜保健所並びに西予市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月28日

愛媛県知事 中村時広

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
南予エコ株式会社  
西予市宇和町伊賀上1646番地5  
代表取締役 高田 博文
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
西予市宇和町郷内3558番
- 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号、第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、  
ゴムくず、感染性産業廃棄物
- 5 申請年月日  
平成24年12月25日
- 6 意見書の提出  
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、  
縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、

愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見
- (2) 提出先  
愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び八幡浜保健所

○愛媛県告示第1563号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。  
平成24年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100219	株式会社クロス・サービス	松山市来住町1458番地4	森 一 哉	児童発達支援	児童デイサービスとて	松山市来住町1056番地1	平成24年11月21日
3850100219	株式会社クロス・サービス	松山市来住町1458番地4	森 一 哉	放課後等デイサービス	児童デイサービスとて	松山市来住町1056番地1	平成24年11月21日

○愛媛県告示第1564号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成24年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新居浜市東田三丁目乙49、乙50の1
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

○愛媛県告示第1565号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。  
平成24年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成25年1月22日（火）午後2時から
- 2 場所 松山市北持田町132番地  
中予地方局 7階 大会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
  - (1) 案件  
松山広域都市計画区域区分の変更
  - (2) 案件の概要

区 分	年 次	
	平成22年（基準年）	平成32年（目標年）
都市計画区域内人口	603.0千人	598.9千人
市街化区域内人口	502.6千人	505.9千人

配分する人口 （収める人口）	498.5千人
保留する人口 （収められない人口）	7.4千人

本計画案は目標年の市街化区域内人口を、市街化区域内に収める人口と収められない人口（保留する人口（7,400人））に配分しようとするものである。  
（市街化区域及び市街化調整区域の変更は行わない。）

4 公述の申出等

- (1) 公述の申出  
公聴会に出席して意見を述べようとする者（松山市、伊予市、東温市、松前町及び砥部町に在住の人ならびに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- (2) 申出の期限  
平成25年1月15日（火）まで  
なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。
- (3) 問い合わせ先  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画係  
（電話 089 912 2738）

○愛媛県告示第1566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成24年12月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新宮710番2から 同町新宮685番5まで	旧	メートル 4.5～6.0	キロメートル 0.043	
			新	8.0～12.0	0.043	
"	"	四国中央市新宮町新宮688番から 同町新瀬川2番まで	旧	4.2～12.0	0.080	
			新	11.0～25.0	0.080	

○愛媛県告示第1567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成24年12月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	319号	四国中央市新宮町新宮269番7から 同町新宮265番11まで	旧	メートル 5.7～20.0	キロメートル 0.100	
			新	13.5～28.2	0.100	
"	"	四国中央市新宮町新宮226番1から 同町新宮233番2まで	旧	10.0～48.1	0.129	
			新	13.0～94.6	0.125	
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新宮805番地先から 同町新宮695番4まで	旧	4.2～8.8	0.021	
			新	4.2～12.5	0.021	
"	"	四国中央市新宮町新宮698番4から 同町新宮687番4まで	旧	4.5～14.0	0.041	
			新	10.0～14.0	0.041	
"	"	四国中央市新宮町新宮684番から 同町新宮678番2まで	旧	4.8～13.0	0.124	
			新	10.0～37.0	0.124	
"	"	四国中央市新宮町新瀬川4番から 同町新瀬川10番地先まで	旧	5.0～17.0	0.190	
			新	14.0～22.0	0.190	
"	"	四国中央市新宮町新瀬川10番地先	旧	8.0～10.0	0.012	
			新	30.0～33.0	0.012	

○愛媛県告示第1568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成24年12月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町新宮269番7から 同町新宮265番11まで	平成24年12月28日
"	"	四国中央市新宮町新宮226番1から 同町新宮233番2まで	"
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新宮805番地先から 同町新宮695番4まで	"
"	"	四国中央市新宮町新宮698番4から 同町新宮687番4まで	"
"	"	四国中央市新宮町新宮684番から 同町新宮678番2まで	"
"	"	四国中央市新宮町新瀬川4番から 同町新瀬川10番地先まで	"
"	"	四国中央市新宮町新瀬川10番地先	"

○愛媛県告示第1569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	砥部伊予松山線	松山市高岡町137番6	旧	メートル 7.0～7.3	キロメートル 0.010	
			新	9.4～9.8	0.010	

○愛媛県告示第1570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年12月28日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第39号 平成24年12月18日	伊予市上吾川字横内甲1335番1	伊予市上吾川甲1504番地 神原正行 神原千鶴

○愛媛県告示第1571号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年12月28日

愛媛県知事 中村時広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(特-22)第1117号	平成22年6月10日	大東建設(株)	薬師寺信彦	西予市宇和町上松葉36-2	平成24年11月6日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-21)第9140号	平成22年1月27日	(株)大塚組	大塚 敏昭	西予市宇和町伊延西18	平成24年11月13日	建築工事業 造園工事業	建設業の廃止(一部)
(特-23)第11279号	平成23年9月18日	菅野建設(株)	菅野 隆次	大洲市田口甲30-2	平成24年11月21日	土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成24年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	八幡浜市保内町宮内1番耕地288番1地先から 同町宮内1番耕地281番1地先まで	平成24年12月28日

訓 令

○愛媛県訓令第18号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成24年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	部 長	局 長				課 長	知 事	部 長	局 長
畜 産 課	1～3	省略				畜 産 課	1～3	省略				
	4	養蜂振興法の施行に関する事務	1 転飼の許可（第4条第1項）					4	養ほう振興法の施行に関する事務	1 養ほう業者の届出（第3条）		
			2 報告の徴収及び立入検査（第9条第1項）									
	5～30	省略					5～30	省略				

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
<b>別表第4（第4条関係）</b> 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					<b>別表第4（第4条関係）</b> 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者 部 長 課 長				局 長	専決者 部 長 課 長	
産 業 振 興 課	1～11 省略				産 業 振 興 課	1～11 省略				
	12 養蜂 振興法 の施 行に 関 する 事 務	1 蜜蜂の飼育の届出及び変更の 届出の処理（第3条第1項、第 3項、第4項）				12 養ほ う振興 法の施 行に 関 する 事 務	1 養ほう業者の届出の受理（第 3条）			
		2 蜂群配置の適正等を図るため の措置等（第8条）					2 県外からのみつばちの転飼の 許可（第4条）			
		3 報告の徴収及び立入検査（第 9条第1項）								
13～20 省略				13～20 省略						
備考 省略					備考 省略					

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

**第3条** 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（地方局長に対する事務の委任） <b>第13条</b> 省略 2・3 省略 4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 (1)～(14) 省略 (15) <u>養蜂振興法第3条第1項及び第3項の規定に基づく蜜蜂の飼育の届出及び変更の届出の処理に関する</u> こと。  (16) <u>養蜂振興法第8条の規定に基づく蜂群配置の適正等を図るための措置等に関する</u> こと。 (17)～(68) 省略 5・6 省略 （地方局長の専決事項） <b>第14条</b> 省略 2～4 省略 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(7)の22 省略 (7)の23 <u>養蜂振興法第9条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する</u> こと。 (8)～(52) 省略 6～9 省略	（地方局長に対する事務の委任） <b>第13条</b> 省略 2・3 省略 4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 (1)～(14) 省略 (15) 養ほう振興法第3条 _____ の規定に基づく養ほう業者の届出 _____ に関すること。 (15)の2 <u>養ほう振興法第4条第1項の規定に基づく県外からのみつばちの転飼の許可に関する</u> こと。 (16) 削除 (17)～(68) 省略 5・6 省略 （地方局長の専決事項） <b>第14条</b> 省略 2～4 省略 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(7)の22 省略 (8)～(52) 省略 6～9 省略

附 則

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。

公 告

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年12月11日	特定非営利活動法人 働く人とその家族サポートセンター	廣 瀬 一 郎	松山市湊町八丁目111番地1 愛建ビル三階	この法人は、働く人とその家族が、主体性、自発性を持ち、それぞれの人生の目的、目標の達成や自己実現に向けて生きていけるよう支援することを目的とする。その為に、当サポートセンターが構築した人的ネットワークを利用し、特に、コーチ・メンター・プランナー・コンサルタント・その他専門家等で形成するリスニングパートナーの支援を活用するものである。そして、この支援を受けた人がさらに支援者へ立場を変えることで、無限の人的資源が創出される。それを可能な限り「職業」へ転換させていくことで、自立、共生、共育の社会を実現するものである。これは、それぞれの人たちが個人の幸福を追求するのみならず、公共の福祉へと循環させ、個人的使命から、社会的使命へとつなげていくものである。

○ 公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成24年10月5日付け公告）を次のとおり変更した。

平成24年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成24年及び平成25年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成24年		平成25年	
	平成24年1月から12月まで	平成24年7月から平成25年6月まで	平成25年1月から12月まで	平成25年7月から平成26年6月まで
まあじ	5,000トン		5,000トン	
まいわし	若 干		若 干	
まさば及びごまさば		若 干		(注)

(注)平成25年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成24年及び平成25年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成24年1月から12月まで	平成25年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	3,500トン	3,500トン

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

(2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

(3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成24年及び平成25年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

Table with 7 columns: 知事管理努力量 (瀬戸内海, 宇和海), 採捕の種類 (さわら流し網漁業), 期間 (平成24年4月1日-6月30日, etc.), 数量 (16,590隻, etc.)

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成24年及び平成25年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

Table with 5 columns: 第2種特定海洋生物資源, 採捕の種類, 海域, 期間, 漁獲努力量

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁業法(昭和24年法律第267号)第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

(2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそ

れぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

監査公表

○公表第17号

平成24年10月30日付けで、福岡英二から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成24年12月28日

愛媛県監査委員 岸 新
同 住 田 省 三
同 笹 岡 博 之
同 佐 伯 満 孝

決定書

請求人 松山市 福岡英二

平成24年10月30日付けで上記請求人から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定する。

主 文

請求人の請求を棄却する。

第1 請求の要旨

請求人の愛媛県職員措置請求書の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は、次のとおりである。

- 1 愛媛県知事村時広(以下「知事」という。)が、平成23年11月1日に愛媛県から口座振替で受領したとされる台湾への出張に係る旅費348,270円は、台湾側からの招待状の文面からすると、出張先である台湾側の負担であったと考えられ、台湾側からの招待状を否定する文書が存在しないことから、知事は重複して旅費の支給を受けたものと考えられる。
2 招待された側が通訳代285,000円を負担するとは考えられない。
3 したがって、知事が愛媛県に旅費及び通訳代の合計633,270円を返還するために必要な措置を講じるよう請求する。

第2 監査の実施

本件請求は、平成24年10月30日に受付し、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の規定に定める要件を具備していると認め、同年11月15日これを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成24年11月28日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査実施日

平成24年11月30日に予備監査、同年12月6日に委員監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

3 監査対象機関



愛媛県経済労働部管理局国際交流課（以下「国際交流課」という。）を対象に監査した。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実

国際交流課を監査した結果、次の事実が認められた。

##### (1) 本件出張について

知事は、平成23年11月3日から同月7日まで、愛媛県と台湾との観光及び交流の促進並びにかんきつの販売促進のため、台湾に出張した（以下この出張を「本件出張」という。）。

本件出張の目的は、台北松山空港と愛媛松山空港との間のチャーター便を運航するため台湾政府関係機関に対して要請を行うこと、亜東関係協会の幹部と愛媛県及び台湾の交流の促進のための意見交換を行うこと、2011台北温泉祭り（以下「本件祭り」という。）の交流行事へ出席すること、ジャイアント社の会長とサイクリングを通じた交流の促進のための意見交換を行うこと、台北市内の百貨店において愛媛産のかんきつの宣伝活動を行うこと等である。

##### (2) 招待状の処理等について

ア 国際交流課は、招待状を次のとおり処理したと説明している。

(7) 平成23年10月上旬、平成23年9月30日付けで台北市温泉発展協会（以下「温泉協会」という。）から、知事宛てに、平成23年11月3日から同月7日まで、知事を本件祭りの交流行事に招待する旨の招待状（以下「招待状」という。）が送付された。

招待状には、「航空チケット等は台湾経済文化代表処から直接ご連絡が行きます。」との記載があったが、台北駐日経済文化代表処（以下「代表処」という。）から航空券等の送付についての連絡がなかったため、代表処に確認したところ、温泉協会から、知事を本件祭りの交流行事に招待することについての連絡は受けていないとのことであった。

なお、代表処については、招待状に「台湾経済文化代表処」と記載されているが、その正式名称は、前記のとおりである。

(4) このため、招待状の取扱いについて対応を協議した結果、本件出張は、本件祭りの交流行事へ出席するだけでなく、(1)のとおり台湾政府関係機関に対する要請等を行う公務のための旅行であることから、航空券等の送付は必要がない旨の連絡をすることとした。

温泉協会への連絡については、同様の招待状が市長宛てに送付されていた松山市から行うこととなり、松山市は温泉協会理事長の秘書に対し、その旨の連絡をした。

(ウ) 平成23年10月17日、温泉協会理事長の秘書から松山市に対して、知事及び松山市長に対する航空券等の送付は行わないので、送付した招待状を無効としてほしい旨の連絡があったことから、愛媛県では、温泉協会からの招待状の送付はなかったものとして取り扱った。

イ 平成23年8月から9月にかけて、国際交流課が愛媛県企画振興部管理局秘書課と協議した記録には、知事が、台湾政府関係機関等に対する要請、本件祭りの交流行事への出席及び愛媛産のかんきつの宣伝活動のために出張することが予定されており、本件出張については、招待状が送付さ

れる以前から検討されていた。

ウ なお、本件請求を受けて、愛媛県は、招待状を送付した温泉協会に対し、本件出張に係る航空券等の補助を行っていないことの証明を依頼したところ、温泉協会から、平成24年11月11日付けで、本件出張に係る航空券等の補助を行っていない旨の証明書が発行されている。

##### (3) 本件旅費の支出について

本件出張は、平成23年10月26日に、旅行命令権者としての知事が、自らに命令している。

本件出張に係る旅費（以下「本件旅費」という。）の支出負担行為及び支出命令は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）等の規定に従い、平成23年10月26日に行われており、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の規定に基づき、同年11月1日、知事に対し、旅費額348,270円が支出されている。

##### (4) 通訳代について

本件出張の目的は(1)のとおりであり、要請、意見交換等を行うに当たって愛媛県の意図を正確に伝えるとともに、サイクリングに関する専門用語にも対応できる高度な能力を有する通訳人が必要であった。

知事等が海外に出張する場合は、訪問先において通訳人が不要であるとの連絡がない限り、通訳人を手配することとしているが、本件出張に当たって、通訳人が不要であるとの連絡があったのは、亜東関係協会のみであった。

このため、平成23年10月24日、本件出張に係る通訳人を手配することとし、会計規則等の規定に従って株式会社フジトラベルサービス（以下「旅行代理店」という。）と契約し、通訳人の手配を依頼した。

本件出張に係る通訳代（以下「本件通訳代」という。）の支出負担行為は、平成23年10月26日付けで旅行代理店から見積書の提出を受け、同日に行われており、同年11月17日、旅行代理店から提出された請求書に基づき支出命令を行い、同月29日、旅行代理店に対し、285,000円が支出されている。

なお、本件通訳代の支出負担行為、支出命令その他の支出事務については、会計規則等の規定に従い処理されている。

#### 2 決定の理由

前記第3の1の認定事実に基づき、主文のとおり決定した理由は、以下のとおりである。

(1) 知事が重複して本件出張に係る旅費の支給を受けているとの点について

前記第3の1(2)イ及びウで述べたとおり、本件出張については、招待状が送付される以前から検討されていたこと及び招待状を送付した温泉協会が、本件出張に係る航空券等の補助を行っていないことを証明していることから判断すると、知事が重複して旅費の支給を受けたとは認められない。

したがって、本件旅費348,270円の支出が違法又は不当なものということとはできない。

(2) 招待された側が本件通訳代285,000円を負担するとは考えられないとの点について

請求人は、招待された側が本件通訳代を負担するとは考えられないと主張しているが、前記第3の1(4)のとおり、本件出張において通訳人が不要であるとの連絡があったのは亜東

関係協会のみであり、愛媛県は、本件出張に係るその他の公務においては、通訳人を自ら手配する必要があったものと認められる。

また、前記第2の2のとおり実施した監査の結果、本件通訳代の支出についても会計規則等の規定に従い適正に処理されているものと認められる。

したがって、招待された側が本件通訳代を負担するとは考えられないとの請求人の主張は、具体的な根拠を欠き、推測の域を出ないものであり、本件通訳代285,000円の支出が違法又は不当なものということとはできない。

3 結論

以上のとおり、本件旅費及び本件通訳代については、いずれも違法又は不当な支出であるとは認められない。

したがって、知事が愛媛県に本件旅費及び本件通訳代の合計633,270円を返還する措置を講じるよう求める請求人の請求は、理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

平成24年12月20日

愛媛県監査委員 岸 新  
同 住 田 省 三  
同 笹 岡 博 之  
同 佐 伯 満 孝

○公表第18号

監査結果に基づく措置の公表（平成24年6月公表第9号）の一部を次のように訂正する。

平成24年12月28日

愛媛県監査委員 岸 新  
同 住 田 省 三  
同 笹 岡 博 之  
同 佐 伯 満 孝

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂 正 後					訂 正 前				
省略					省略				
監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日				監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日			
公 営 企 業 管 理 局					公 営 企 業 管 理 局				
省略					省略				
( 措 置 の 内 容 )					( 措 置 の 内 容 )				
1 省略					1 省略				
2 病院事業					2 病院事業				
(1)・(2) 省略					(1)・(2) 省略				
(3) 省略					(3) 省略				
区分	過年度未 収金 (a)	現年度未 収金 (b)	未収金合 計 (a) + (b)	平成23年 3月31日 現在の未 収金	区分	過年度未 収金 (a)	現年度未 収金 (b)	未収金合 計 (a) + (b)	平成23年 3月31日 現在の未 収金
中央 病院	1,279,362	1,067,694	2,347,056	2,992,622	中央 病院	1,279,362	1,067,694	2,347,056	2,992,622
今治 病院	138,920	<u>44,730</u>	<u>183,650</u>	232,213	今治 病院	138,920	<u>121,470</u>	<u>260,390</u>	232,213
南宇 和病 院	129,930	19,940	149,870	166,230	南宇 和病 院	129,930	19,940	149,870	166,230
新居 浜病 院	194,510	23,840	218,350	242,038	新居 浜病 院	194,510	23,840	218,350	242,038
計	1,742,722	<u>1,156,204</u>	<u>2,898,926</u>	3,633,103	計	1,742,722	<u>1,232,944</u>	<u>2,975,666</u>	3,633,103
(4)・(5) 省略					(4)・(5) 省略				

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1129

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 経験年数を有する者の号給 )</p> <p><b>第15条</b> 新たに職員となつた次の各号に掲げる者（職務の級を第9条第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第13条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4 _____ を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>( 行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員 )</p> <p><b>第29条</b> 職員給与条例第4条第6項の人事委員会規則で定める職員又は教育職員給与条例第7条第2項の人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>( 昇給区分及び昇給の号給数 )</p>	<p>( 経験年数を有する者の号給 )</p> <p><b>第15条</b> 新たに職員となつた次の各号に掲げる者（職務の級を第9条第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第13条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4 <u>（新たに職員となつた者が第30条第1項に規定する特定職員であるときは、3）</u> を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>( 行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員 )</p> <p><b>第29条</b> 職員給与条例第4条第6項の人事委員会規則で定める職員又は教育職員給与条例第7条第3項の人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>( 昇給区分及び昇給の号給数 )</p> <p><b>第30条</b> 職員給与条例第4条第5項の規定又は教育職員給与条例第7条第1項の規定により職員を昇給させる場合の号給数は、次に掲げる職員の区分及び当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第34に定める昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員（第3号に掲げる職員を除く。以下「特定職員」という。）</p> <p>(2) 特定職員以外の職員（次号に掲げる職員を除く。以下「一般職員」という。）</p> <p>(3) 職員給与条例第4条第7項の規定又は教育職員給与条例第7条第3項の規定の適用を受ける職員（以下「昇給抑制職員」という。）</p>

**第30条** 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第28条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第3号又は第4号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
- ア 勤務成績が極めて良好である職員 A
- イ アに掲げる職員以外の職員 B

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となつた職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第4号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

(2) 省略

3 省略

4 各任命権者において、前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、人事委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。

5 職員給与と条例第4条第5項の規定又は教育職員給与と条例第7条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第34に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

6 第1項の規定により昇給区分がD又はEに決定された職員（職員給与と条例第4条第7項の規定又は教育職員給与と条例第7条第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）については、前項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡上必要がある場合に限り、人事委員会の定めるところにより昇給の号給数を調整することができる。

7 前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第22条第3項、第24条第2項（第25条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第36条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第5項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数（前項の規定が適用される場合は、同項の規定による調整が行われた場合の号給数）に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で人事委員会の定める号給

2 職員の昇給区分

は、第28条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A

(2) 勤務成績が特に良好である職員 B

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

3 前項の規定により昇給区分がD又はEに決定された職員については、第1項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡上必要がある場合に限り、人事委員会の定めるところにより昇給の号給数を調整し、又は昇給させることができる。

4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、第2項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となつた職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（第2項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

(2) 省略

5 省略

6 各任命権者において、第2項及び前2項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、人事委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。

7 前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第22条第3項、第24条第2項（第25条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第36条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数（第3項の規定が適用される場合は、同項の規定による調整等が行われた場合の号給数）に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で人事委員会の定める号給

数)とする。

8 前3項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

9 第5項又は第7項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第7項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

10 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者別(教育委員会にあつては、県立学校、中学校及び小学校の教育職員並びにその他の職員の別。以下この項において同じ。)の職員の定員、第4項の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者別に人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

別表第33(第22条関係)

昇 格 時 号 給 対 応 表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1~44	省略							
45	13	29	29	37	37	27	28	省略
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	29	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	30	
52	20	36	36	44	42	30	30	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	31	31	
56	24	40	40	48	44	31	31	
57	25	41	41	49	45	31	31	
58	25	41	42	50	45	32	31	
59	26	42	43	51	46	32	32	
60	26	42	44	52	46	32	32	
61	27	43	45	53	47	32	33	
62	省略							
63	28	44	45	55	48	33		
64	28	44	46	56	48	33		
65	29	45	46	57	49	33		
66	29	45	46	58	49	34		
67	30	46	47	59	50	34		

数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

8 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 一の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者別(教育委員会にあつては、県立学校、中学校及び小学校の教育職員並びにその他の職員の別。以下この項において同じ。)の職員の定員、第6項の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者別に人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

別表第33(第22条関係)

昇 格 時 号 給 対 応 表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1~44	省略							
45	13	29	29	37	37	27	29	省略
46	14	30	30	38	38	27	29	
47	15	31	31	39	39	28	30	
48	16	32	32	40	40	28	30	
49	17	33	33	41	41	29	31	
50	18	34	34	42	41	29	31	
51	19	35	35	43	42	29	32	
52	20	36	36	44	42	30	32	
53	21	37	37	45	43	30	33	
54	22	38	38	46	43	30	33	
55	23	39	39	47	44	31	34	
56	24	40	40	48	44	31	34	
57	25	41	41	49	45	31	35	
58	25	41	42	50	45	32	35	
59	26	42	43	51	46	32	36	
60	26	42	44	52	46	32	36	
61	27	43	45	53	47	33	37	
62	省略							
63	28	44	45	55	48	34		
64	28	44	46	56	48	34		
65	29	45	46	57	49	35		
66	29	45	46	58	49	35		
67	30	46	47	59	50	36		

68	30	46	47	60	50	<u>34</u>		
69	31	47	47	61	<u>50</u>	<u>34</u>		
70	31	47	48	62	<u>50</u>	<u>35</u>		
71	32	48	48	63	<u>51</u>	<u>35</u>		
72	32	48	48	64	<u>51</u>	<u>35</u>		
73	33	49	49	65	<u>51</u>	<u>35</u>		
74	33	49	49	66	<u>51</u>	<u>36</u>		
75	33	49	49	67	<u>52</u>	<u>36</u>		
76	34	49	50	68	<u>52</u>	<u>36</u>		
77	34	50	50	<u>68</u>	<u>52</u>	<u>37</u>		
78	34	50	50	<u>69</u>	<u>52</u>			
79	35	50	51	<u>69</u>	<u>53</u>			
80	35	50	51	<u>70</u>	<u>53</u>			
81	35	51	51	<u>70</u>	<u>53</u>			
82	36	51	52	<u>71</u>	<u>53</u>			
83	36	51	52	<u>71</u>	<u>54</u>			
84	36	51	52	<u>72</u>	<u>54</u>			
85	37	52	53	<u>72</u>	<u>55</u>			
86	37	52	53	<u>73</u>				
87	38	52	53	<u>73</u>				
88	38	52	53	<u>74</u>				
89	39	53	54	<u>74</u>				
90	39	53	54	<u>75</u>				
91	40	53	54	<u>75</u>				
92	40	53	54	<u>76</u>				
93	41	53	55	<u>77</u>				
94 ~ 96	省略							
97		54	<u>55</u>					
98 ~ 100	省略							
101		55	<u>56</u>					
102		55	<u>56</u>					
103		55	<u>57</u>					
104		56	<u>57</u>					
105		56	<u>57</u>					
106		56	<u>57</u>					
107		56	<u>57</u>					
108		56	<u>58</u>					
109		<u>56</u>	<u>58</u>					
110		57	<u>58</u>					
111		57	<u>58</u>					
112		57	<u>58</u>					
113		57	<u>59</u>					
114		<u>57</u>						
115		<u>57</u>						

68	30	46	47	60	50	<u>36</u>		
69	31	47	47	61	<u>51</u>	<u>37</u>		
70	31	47	48	62	<u>51</u>	<u>37</u>		
71	32	48	48	63	<u>52</u>	<u>38</u>		
72	32	48	48	64	<u>52</u>	<u>38</u>		
73	33	49	49	65	<u>53</u>	<u>39</u>		
74	33	49	49	66	<u>54</u>	<u>39</u>		
75	33	49	49	67	<u>55</u>	<u>40</u>		
76	34	49	50	68	<u>56</u>	<u>40</u>		
77	34	50	50	<u>69</u>	<u>57</u>	<u>41</u>		
78	34	50	50	<u>70</u>	<u>58</u>			
79	35	50	51	<u>71</u>	<u>59</u>			
80	35	50	51	<u>72</u>	<u>60</u>			
81	35	51	51	<u>73</u>	<u>61</u>			
82	36	51	52	<u>74</u>	<u>62</u>			
83	36	51	52	<u>75</u>	<u>63</u>			
84	36	51	52	<u>76</u>	<u>64</u>			
85	37	52	53	<u>77</u>	<u>65</u>			
86	37	52	53	<u>78</u>				
87	38	52	53	<u>79</u>				
88	38	52	53	<u>80</u>				
89	39	53	54	<u>81</u>				
90	39	53	54	<u>82</u>				
91	40	53	54	<u>83</u>				
92	40	53	54	<u>84</u>				
93	41	53	55	<u>85</u>				
94 ~ 96	省略							
97		54	<u>56</u>					
98 ~ 100	省略							
101		55	<u>57</u>					
102		55	<u>57</u>					
103		55	<u>58</u>					
104		56	<u>58</u>					
105		56	<u>59</u>					
106		56	<u>59</u>					
107		56	<u>60</u>					
108		56	<u>60</u>					
109		<u>57</u>	<u>61</u>					
110		57	<u>61</u>					
111		57	<u>62</u>					
112		57	<u>62</u>					
113		57	<u>63</u>					
114		<u>58</u>						
115		<u>58</u>						

116 ~ 118	省略							
119		<u>58</u>						
120		<u>58</u>						
121		<u>58</u>						
122・123	省略							
124		<u>59</u>						
125		<u>59</u>						

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 ~ 46	省略							
47	39	35	31	23	39	39	35	<u>30</u>
48・49	省略							
50	42	38	34	26	42	42	38	<u>31</u>
51	43	39	35	27	43	43	39	<u>31</u>
52	省略							
53	45	41	37	29	45	45	41	<u>32</u>
54	46	42	38	30	46	46	42	<u>32</u>
55	47	43	39	31	47	47	43	<u>32</u>
56	48	44	40	32	48	48	44	<u>33</u>
57	49	45	41	33	49	49	45	<u>33</u>
58	50	46	42	34	50	49	46	<u>33</u>
59	51	47	43	35	51	49	47	<u>34</u>
60	52	48	44	36	52	50	48	<u>34</u>
61	53	49	45	37	53	50	<u>48</u>	<u>35</u>
62	54	50	46	38	54	50	<u>48</u>	
63	55	51	47	39	55	51	<u>49</u>	
64	56	52	48	40	56	51	<u>49</u>	
65	57	53	49	41	57	51	<u>49</u>	
66	58	54	50	42	58	52	<u>50</u>	
67	59	55	51	43	59	52	<u>50</u>	
68	60	56	52	44	60	52	<u>50</u>	
69	61	57	53	45	61	<u>52</u>	<u>51</u>	
70	62	58	54	45	62	<u>53</u>	<u>51</u>	
71	63	59	55	46	63	<u>53</u>	<u>51</u>	
72	64	60	56	46	64	<u>53</u>	<u>52</u>	
73	65	61	57	47	65	<u>53</u>	<u>52</u>	
74	66	62	58	47	66	<u>54</u>	<u>52</u>	
75	67	63	59	48	67	<u>54</u>	<u>53</u>	
76	68	64	60	48	68	<u>54</u>	<u>53</u>	
77	69	65	61	49	<u>68</u>	<u>54</u>	<u>53</u>	
78	70	66	62	50	<u>69</u>	<u>55</u>		

116 ~ 118	省略							
119		<u>59</u>						
120		<u>59</u>						
121		<u>59</u>						
122・123	省略							
124		<u>60</u>						
125		<u>60</u>						

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 ~ 46	省略							
47	39	35	31	23	39	39	35	<u>31</u>
48・49	省略							
50	42	38	34	26	42	42	38	<u>32</u>
51	43	39	35	27	43	43	39	<u>32</u>
52	省略							
53	45	41	37	29	45	45	41	<u>33</u>
54	46	42	38	30	46	46	42	<u>33</u>
55	47	43	39	31	47	47	43	<u>34</u>
56	48	44	40	32	48	48	44	<u>34</u>
57	49	45	41	33	49	49	45	<u>35</u>
58	50	46	42	34	50	49	46	<u>35</u>
59	51	47	43	35	51	49	47	<u>36</u>
60	52	48	44	36	52	50	48	<u>36</u>
61	53	49	45	37	53	50	<u>49</u>	<u>37</u>
62	54	50	46	38	54	50	<u>50</u>	
63	55	51	47	39	55	51	<u>51</u>	
64	56	52	48	40	56	51	<u>52</u>	
65	57	53	49	41	57	51	<u>53</u>	
66	58	54	50	42	58	52	<u>53</u>	
67	59	55	51	43	59	52	<u>54</u>	
68	60	56	52	44	60	52	<u>54</u>	
69	61	57	53	45	61	<u>53</u>	<u>55</u>	
70	62	58	54	45	62	<u>54</u>	<u>55</u>	
71	63	59	55	46	63	<u>55</u>	<u>56</u>	
72	64	60	56	46	64	<u>56</u>	<u>56</u>	
73	65	61	57	47	65	<u>57</u>	<u>57</u>	
74	66	62	58	47	66	<u>58</u>	<u>58</u>	
75	67	63	59	48	67	<u>59</u>	<u>59</u>	
76	68	64	60	48	68	<u>60</u>	<u>60</u>	
77	69	65	61	49	<u>69</u>	<u>61</u>	<u>61</u>	
78	70	66	62	50	<u>70</u>	<u>62</u>		

79	71	67	63	51	<u>69</u>	<u>55</u>		
80	72	68	64	52	<u>70</u>	<u>55</u>		
81	73	69	65	53	<u>70</u>	<u>55</u>		
82	74	70	66	54	<u>71</u>	<u>56</u>		
83	75	71	67	55	<u>71</u>	<u>56</u>		
84	76	72	68	56	<u>72</u>	<u>56</u>		
85	77	73	69	57	<u>72</u>	<u>57</u>		
86	78	74	69	57	<u>73</u>			
87	79	75	70	58	<u>74</u>			
88	80	76	70	58	<u>75</u>			
89	81	77	71	59	<u>76</u>			
90	81	78	71	59	<u>77</u>			
91	82	79	72	60	<u>78</u>			
92	82	80	72	60	<u>79</u>			
93	83	81	73	61	<u>80</u>			
94 ~ 108	省略							
109	95	93	89	<u>68</u>				
110	95	94	89	<u>68</u>				
111	96	95	90	<u>68</u>				
112	96	96	90	<u>68</u>				
113	97	97	91	<u>69</u>				
114	97	98	91	<u>69</u>				
115	98	99	92	<u>69</u>				
116	98	100	92	<u>69</u>				
117	99	101	93	<u>69</u>				
118	99	101	94	<u>70</u>				
119	100	101	95	<u>70</u>				
120	100	102	96	<u>70</u>				
121	101	102	97	<u>70</u>				
122	101	102	98	<u>70</u>				
123	102	103	99	<u>71</u>				
124	102	103	100	<u>71</u>				
125	103	103	<u>100</u>	<u>71</u>				
126		104	<u>100</u>					
127		104	<u>100</u>					
128		104	<u>100</u>					
129		105	<u>100</u>					
130			<u>100</u>					
131			<u>100</u>					
132			<u>100</u>					
133			<u>101</u>					
134			<u>101</u>					
135			<u>101</u>					
136			<u>101</u>					

79	71	67	63	51	<u>71</u>	<u>63</u>		
80	72	68	64	52	<u>72</u>	<u>64</u>		
81	73	69	65	53	<u>73</u>	<u>65</u>		
82	74	70	66	54	<u>74</u>	<u>65</u>		
83	75	71	67	55	<u>75</u>	<u>66</u>		
84	76	72	68	56	<u>76</u>	<u>66</u>		
85	77	73	69	57	<u>77</u>	<u>67</u>		
86	78	74	69	57	<u>78</u>			
87	79	75	70	58	<u>79</u>			
88	80	76	70	58	<u>80</u>			
89	81	77	71	59	<u>81</u>			
90	81	78	71	59	<u>82</u>			
91	82	79	72	60	<u>83</u>			
92	82	80	72	60	<u>84</u>			
93	83	81	73	61	<u>85</u>			
94 ~ 108	省略							
109	95	93	89	<u>69</u>				
110	95	94	89	<u>70</u>				
111	96	95	90	<u>71</u>				
112	96	96	90	<u>72</u>				
113	97	97	91	<u>73</u>				
114	97	98	91	<u>73</u>				
115	98	99	92	<u>74</u>				
116	98	100	92	<u>74</u>				
117	99	101	93	<u>75</u>				
118	99	101	94	<u>75</u>				
119	100	101	95	<u>76</u>				
120	100	102	96	<u>76</u>				
121	101	102	97	<u>77</u>				
122	101	102	98	<u>78</u>				
123	102	103	99	<u>79</u>				
124	102	103	100	<u>80</u>				
125	103	103	<u>101</u>	<u>81</u>				
126		104	<u>101</u>					
127		104	<u>102</u>					
128		104	<u>102</u>					
129		105	<u>103</u>					
130			<u>103</u>					
131			<u>104</u>					
132			<u>104</u>					
133			<u>105</u>					
134			<u>106</u>					
135			<u>107</u>					
136			<u>108</u>					



137			<u>101</u>				
138			<u>101</u>				
139			<u>101</u>				
140			<u>101</u>				
141			<u>101</u>				

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1 ~ 73	省略			
74	38	29	<u>43</u>	
75・76	省略			
77	41	31	<u>44</u>	
78	41	31	<u>44</u>	
79	42	32	<u>45</u>	
80	42	32	<u>45</u>	
81	43	33	<u>45</u>	
82	43	33	<u>45</u>	
83	44	33	<u>46</u>	
84	44	34	<u>46</u>	
85	45	34	<u>47</u>	
86	45	34	<u>47</u>	
87	46	35	<u>48</u>	
88	46	35	<u>48</u>	
89	47	35	<u>49</u>	
90 ~ 104	省略			
105	59	<u>40</u>		
106	59	<u>40</u>		
107	省略			
108	60	<u>41</u>		
109	61	<u>41</u>		
110	61	<u>41</u>		
111	61	<u>41</u>		
112	62	<u>42</u>		
113	62	<u>42</u>		
114	62	<u>42</u>		
115	63	<u>42</u>		
116	63	<u>42</u>		
117	63	<u>43</u>		
118	64	<u>43</u>		
119	64	<u>43</u>		
120	64	<u>43</u>		
121	65	<u>43</u>		

4 医療職給料表(→昇格時号給対応表

137			<u>109</u>				
138			<u>110</u>				
139			<u>111</u>				
140			<u>112</u>				
141			<u>113</u>				

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1 ~ 73	省略			
74	38	29	<u>44</u>	
75・76	省略			
77	41	31	<u>45</u>	
78	41	31	<u>45</u>	
79	42	32	<u>46</u>	
80	42	32	<u>46</u>	
81	43	33	<u>47</u>	
82	43	33	<u>47</u>	
83	44	33	<u>48</u>	
84	44	34	<u>48</u>	
85	45	34	<u>49</u>	
86	45	34	<u>49</u>	
87	46	35	<u>50</u>	
88	46	35	<u>50</u>	
89	47	35	<u>51</u>	
90 ~ 104	省略			
105	59	<u>41</u>		
106	59	<u>41</u>		
107	省略			
108	60	<u>42</u>		
109	61	<u>42</u>		
110	61	<u>42</u>		
111	61	<u>43</u>		
112	62	<u>43</u>		
113	62	<u>43</u>		
114	62	<u>44</u>		
115	63	<u>44</u>		
116	63	<u>44</u>		
117	63	<u>45</u>		
118	64	<u>45</u>		
119	64	<u>46</u>		
120	64	<u>46</u>		
121	65	<u>47</u>		

4 医療職給料表(→昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 48	省略		
49	<u>28</u>	省略	
50	<u>28</u>	省略	
51	省略		
52	<u>29</u>	省略	
53	<u>29</u>	省略	
54	省略		
55	<u>30</u>	省略	
56	<u>30</u>	省略	
57	省略		
58	<u>31</u>	省略	
59	<u>31</u>	省略	
60	省略		
61	<u>32</u>	省略	
62	<u>32</u>	省略	
63	<u>33</u>	省略	
64	<u>33</u>	省略	
65	<u>33</u>	省略	
66 ~ 72	省略		
73		46	<u>42</u>
74		46	<u>42</u>
75		47	<u>43</u>
76		47	<u>43</u>
77		47	<u>43</u>
78		48	<u>43</u>
79		48	<u>44</u>
80		48	<u>44</u>
81		<u>48</u>	<u>44</u>
82		<u>48</u>	<u>44</u>
83		49	<u>45</u>
84		<u>49</u>	<u>45</u>
85		<u>49</u>	<u>45</u>
86		<u>49</u>	<u>45</u>
87		<u>49</u>	<u>46</u>
88		<u>50</u>	<u>46</u>
89		<u>50</u>	<u>47</u>
90		<u>50</u>	
91		<u>50</u>	
92		<u>50</u>	
93		<u>51</u>	
94		<u>51</u>	
95		<u>51</u>	

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 48	省略		
49	<u>29</u>	省略	
50	<u>29</u>	省略	
51	省略		
52	<u>30</u>	省略	
53	<u>30</u>	省略	
54	省略		
55	<u>31</u>	省略	
56	<u>31</u>	省略	
57	省略		
58	<u>32</u>	省略	
59	<u>32</u>	省略	
60	省略		
61	<u>33</u>	省略	
62	<u>33</u>	省略	
63	<u>34</u>	省略	
64	<u>34</u>	省略	
65	<u>35</u>	省略	
66 ~ 72	省略		
73		46	<u>43</u>
74		46	<u>43</u>
75		47	<u>44</u>
76		47	<u>44</u>
77		47	<u>45</u>
78		48	<u>45</u>
79		48	<u>46</u>
80		48	<u>46</u>
81		<u>49</u>	<u>47</u>
82		<u>49</u>	<u>47</u>
83		49	<u>48</u>
84		<u>50</u>	<u>48</u>
85		<u>50</u>	<u>49</u>
86		<u>50</u>	<u>49</u>
87		<u>51</u>	<u>50</u>
88		<u>51</u>	<u>50</u>
89		<u>51</u>	<u>51</u>
90		<u>52</u>	
91		<u>52</u>	
92		<u>52</u>	
93		<u>53</u>	
94		<u>53</u>	
95		<u>54</u>	

96		<u>51</u>	
97		<u>51</u>	

5 医療職給料表(□昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～50	省略					
51	30	35	39	34	34	<u>26</u>
52・53	省略					
54	31	38	42	35	35	<u>27</u>
55	32	39	43	36	36	<u>27</u>
56	省略					
57	33	41	45	37	37	<u>28</u>
58	33	42	46	38	37	<u>28</u>
59	34	43	47	39	37	<u>28</u>
60	34	44	48	40	38	<u>29</u>
61	35	45	49	41	38	<u>29</u>
62	35	46	50	41	38	<u>29</u>
63	36	47	51	41	39	<u>30</u>
64	36	48	52	42	39	<u>30</u>
65	37	49	53	42	39	<u>31</u>
66～68	省略					
69	41	53	57	43	<u>40</u>	
70	省略					
71	41	54	59	44	<u>41</u>	
72	42	54	60	44	<u>41</u>	
73	42	55	61	45	<u>41</u>	
74	42	55	61	45	<u>42</u>	
75	43	56	62	45	<u>42</u>	
76	43	56	62	45	<u>42</u>	
77	43	57	63	46	<u>42</u>	
78	44	57	63	46	<u>43</u>	
79	44	58	64	46	<u>43</u>	
80	44	58	64	46	<u>43</u>	
81	45	59	65	47	<u>43</u>	
82	45	59	65	47	<u>44</u>	
83	46	60	66	47	<u>44</u>	
84	46	60	66	47	<u>44</u>	
85	47	61	67	48	<u>45</u>	
86～88	省略					
89		61	69	<u>48</u>		
90		<u>61</u>	70	<u>48</u>		
91	省略					

96		<u>54</u>	
97		<u>55</u>	

5 医療職給料表(□昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～50	省略					
51	30	35	39	34	34	<u>27</u>
52・53	省略					
54	31	38	42	35	35	<u>28</u>
55	32	39	43	36	36	<u>28</u>
56	省略					
57	33	41	45	37	37	<u>29</u>
58	33	42	46	38	37	<u>29</u>
59	34	43	47	39	37	<u>30</u>
60	34	44	48	40	38	<u>30</u>
61	35	45	49	41	38	<u>31</u>
62	35	46	50	41	38	<u>31</u>
63	36	47	51	41	39	<u>32</u>
64	36	48	52	42	39	<u>32</u>
65	37	49	53	42	39	<u>33</u>
66～68	省略					
69	41	53	57	43	<u>41</u>	
70	省略					
71	41	54	59	44	<u>42</u>	
72	42	54	60	44	<u>42</u>	
73	42	55	61	45	<u>43</u>	
74	42	55	61	45	<u>43</u>	
75	43	56	62	45	<u>44</u>	
76	43	56	62	45	<u>44</u>	
77	43	57	63	46	<u>45</u>	
78	44	57	63	46	<u>45</u>	
79	44	58	64	46	<u>46</u>	
80	44	58	64	46	<u>46</u>	
81	45	59	65	47	<u>47</u>	
82	45	59	65	47	<u>47</u>	
83	46	60	66	47	<u>48</u>	
84	46	60	66	47	<u>48</u>	
85	47	61	67	48	<u>49</u>	
86～88	省略					
89		61	69	<u>49</u>		
90		<u>62</u>	70	<u>49</u>		
91	省略					

92		62	72	<u>49</u>		
93		62	73	<u>49</u>		
94		62	73	<u>49</u>		
95		<u>62</u>	74	<u>49</u>		
96		<u>62</u>	74	<u>49</u>		
97		63	<u>74</u>	<u>50</u>		
98		63	<u>74</u>	<u>50</u>		
99		63	<u>74</u>	<u>50</u>		
100		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>		
101		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>		
102		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>		
103		64	<u>74</u>	<u>51</u>		
104		64	<u>74</u>	<u>51</u>		
105		<u>64</u>	<u>74</u>	<u>51</u>		
106			<u>74</u>			
107			<u>74</u>			
108			<u>74</u>			
109			<u>74</u>			
110			<u>74</u>			
111			<u>74</u>			
112			<u>74</u>			
113			<u>74</u>			

6 医療職給料表(㊦)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～53	省略					
54	38	30	42	38	31	<u>37</u>
55	39	31	43	39	32	<u>38</u>
56	40	32	44	40	32	<u>38</u>
57	41	33	45	41	33	<u>39</u>
58	42	34	46	42	33	<u>39</u>
59	43	35	47	43	34	<u>40</u>
60	44	36	48	44	34	<u>40</u>
61	45	37	49	45	35	<u>41</u>
62	46	38	50	46	35	<u>41</u>
63	47	39	51	47	36	<u>42</u>
64	48	40	52	48	36	<u>42</u>
65	49	41	53	49	37	<u>43</u>
66	50	42	54	50	37	<u>43</u>
67	51	43	55	51	38	<u>44</u>
68	52	44	56	52	38	<u>44</u>
69	53	45	57	53	39	<u>45</u>

92		62	72	<u>50</u>		
93		62	73	<u>50</u>		
94		62	73	<u>50</u>		
95		<u>63</u>	74	<u>51</u>		
96		<u>63</u>	74	<u>51</u>		
97		63	<u>75</u>	<u>51</u>		
98		63	<u>75</u>	<u>52</u>		
99		63	<u>76</u>	<u>52</u>		
100		<u>64</u>	<u>76</u>	<u>52</u>		
101		<u>64</u>	<u>77</u>	<u>53</u>		
102		<u>64</u>	<u>77</u>	<u>53</u>		
103		64	<u>78</u>	<u>54</u>		
104		64	<u>78</u>	<u>54</u>		
105		<u>65</u>	<u>79</u>	<u>55</u>		
106			<u>79</u>			
107			<u>80</u>			
108			<u>80</u>			
109			<u>81</u>			
110			<u>81</u>			
111			<u>82</u>			
112			<u>82</u>			
113			<u>83</u>			

6 医療職給料表(㊦)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～53	省略					
54	38	30	42	38	31	<u>38</u>
55	39	31	43	39	32	<u>39</u>
56	40	32	44	40	32	<u>40</u>
57	41	33	45	41	33	<u>41</u>
58	42	34	46	42	33	<u>41</u>
59	43	35	47	43	34	<u>42</u>
60	44	36	48	44	34	<u>42</u>
61	45	37	49	45	35	<u>43</u>
62	46	38	50	46	35	<u>43</u>
63	47	39	51	47	36	<u>44</u>
64	48	40	52	48	36	<u>44</u>
65	49	41	53	49	37	<u>45</u>
66	50	42	54	50	37	<u>46</u>
67	51	43	55	51	38	<u>47</u>
68	52	44	56	52	38	<u>48</u>
69	53	45	57	53	39	<u>49</u>

70~78	省略					
79	63	55	67	59	<u>42</u>	
80・81	省略					
82	65	58	70	61	<u>43</u>	
83	66	59	71	62	<u>43</u>	
84	省略					
85	67	61	73	63	<u>44</u>	
86	67	62	74	63	<u>44</u>	
87	68	63	75	64	<u>44</u>	
88	68	64	76	64	<u>45</u>	
89	69	65	77	65	<u>45</u>	
90	70	66	78	65	<u>45</u>	
91	71	67	79	66	<u>46</u>	
92	72	68	80	66	<u>46</u>	
93~96	省略					
97	75	73	85	<u>68</u>		
98	75	74	85	<u>68</u>		
99	76	75	86	<u>69</u>		
100	76	76	86	<u>69</u>		
101	77	77	87	<u>69</u>		
102	78	78	87	<u>69</u>		
103	79	79	88	<u>70</u>		
104	80	80	88	<u>70</u>		
105	81	81	89	<u>70</u>		
106	81	81	90	<u>70</u>		
107	81	81	91	<u>71</u>		
108	81	82	92	<u>71</u>		
109	82	82	<u>92</u>	<u>71</u>		
110	82	82	<u>92</u>	<u>71</u>		
111	82	83	<u>93</u>	<u>72</u>		
112	82	83	<u>93</u>	<u>72</u>		
113	83	83	<u>93</u>	<u>73</u>		
114	83	84	<u>94</u>			
115	83	84	<u>94</u>			
116	83	84	<u>94</u>			
117	84	85	<u>95</u>			
118	84	85	<u>95</u>			
119	84	85	<u>95</u>			
120	84	86	<u>96</u>			
121	85	86	<u>96</u>			
122	85	86	<u>96</u>			
123	85	87	<u>97</u>			
124	85	87	<u>97</u>			
125	86	87	<u>97</u>			

70~78	省略					
79	63	55	67	59	<u>43</u>	
80・81	省略					
82	65	58	70	61	<u>44</u>	
83	66	59	71	62	<u>44</u>	
84	省略					
85	67	61	73	63	<u>45</u>	
86	67	62	74	63	<u>45</u>	
87	68	63	75	64	<u>45</u>	
88	68	64	76	64	<u>46</u>	
89	69	65	77	65	<u>46</u>	
90	70	66	78	65	<u>46</u>	
91	71	67	79	66	<u>47</u>	
92	72	68	80	66	<u>47</u>	
93~96	省略					
97	75	73	85	<u>69</u>		
98	75	74	85	<u>70</u>		
99	76	75	86	<u>71</u>		
100	76	76	86	<u>72</u>		
101	77	77	87	<u>73</u>		
102	78	78	87	<u>73</u>		
103	79	79	88	<u>74</u>		
104	80	80	88	<u>74</u>		
105	81	81	89	<u>75</u>		
106	81	81	90	<u>75</u>		
107	81	81	91	<u>76</u>		
108	81	82	92	<u>76</u>		
109	82	82	<u>93</u>	<u>77</u>		
110	82	82	<u>94</u>	<u>78</u>		
111	82	83	<u>95</u>	<u>79</u>		
112	82	83	<u>96</u>	<u>80</u>		
113	83	83	<u>97</u>	<u>81</u>		
114	83	84	<u>98</u>			
115	83	84	<u>99</u>			
116	83	84	<u>100</u>			
117	84	85	<u>101</u>			
118	84	85	<u>101</u>			
119	84	85	<u>102</u>			
120	84	86	<u>102</u>			
121	85	86	<u>103</u>			
122	85	86	<u>103</u>			
123	85	87	<u>104</u>			
124	85	87	<u>104</u>			
125	86	87	<u>105</u>			

126 ~ 137	省略				
138	89	<u>91</u>			
139・140	省略				
141	90	<u>92</u>			
142	90	<u>92</u>			
143	省略				
144	91	<u>93</u>			
145	91	<u>93</u>			
146	92	<u>93</u>			
147	92	<u>94</u>			
148	92	<u>94</u>			
149	93	<u>94</u>			
150	93	<u>94</u>			
151	93	<u>95</u>			
152	93	<u>95</u>			
153	94	<u>95</u>			
154 ~ 169	省略				

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 76	省略		
77	57	29	<u>20</u>
78	57	30	<u>20</u>
79	58	31	<u>21</u>
80	58	32	<u>21</u>
81	59	33	<u>21</u>
82	59	34	<u>22</u>
83	60	35	<u>22</u>
84	60	36	<u>22</u>
85	61	37	<u>23</u>
86	61	38	<u>23</u>
87	61	39	<u>24</u>
88	62	40	<u>24</u>
89	62	41	<u>25</u>
90	62	42	<u>25</u>
91	63	43	<u>26</u>
92	63	44	<u>26</u>
93	63	45	<u>27</u>
94 ~ 132	省略		
133		<u>74</u>	
134		<u>74</u>	
135		<u>75</u>	
136		<u>75</u>	
137		<u>75</u>	

126 ~ 137	省略				
138	89	<u>92</u>			
139・140	省略				
141	90	<u>93</u>			
142	90	<u>93</u>			
143	省略				
144	91	<u>94</u>			
145	91	<u>94</u>			
146	92	<u>94</u>			
147	92	<u>95</u>			
148	92	<u>95</u>			
149	93	<u>95</u>			
150	93	<u>96</u>			
151	93	<u>96</u>			
152	93	<u>96</u>			
153	94	<u>97</u>			
154 ~ 169	省略				

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 76	省略		
77	57	29	<u>21</u>
78	57	30	<u>22</u>
79	58	31	<u>23</u>
80	58	32	<u>24</u>
81	59	33	<u>25</u>
82	59	34	<u>25</u>
83	60	35	<u>26</u>
84	60	36	<u>26</u>
85	61	37	<u>27</u>
86	61	38	<u>27</u>
87	61	39	<u>28</u>
88	62	40	<u>28</u>
89	62	41	<u>29</u>
90	62	42	<u>29</u>
91	63	43	<u>30</u>
92	63	44	<u>30</u>
93	63	45	<u>31</u>
94 ~ 132	省略		
133		<u>75</u>	
134		<u>75</u>	
135		<u>76</u>	
136		<u>76</u>	
137		<u>77</u>	

138		<u>75</u>	
139		<u>76</u>	
140		<u>76</u>	
141		<u>76</u>	
142		<u>76</u>	
143		<u>77</u>	
144		<u>77</u>	
145		<u>77</u>	
146		<u>77</u>	
147		<u>78</u>	
148		<u>78</u>	
149		<u>79</u>	

7の2 省略

7の3 中学校・小学校教育職員給料表の特2級から3級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
特2級	3級
1～85	省略
86	<u>74</u>
87	<u>75</u>
88	<u>75</u>
89	<u>76</u>
90	<u>76</u>
91	<u>76</u>
92	<u>77</u>
93	<u>77</u>
94	<u>77</u>
95	<u>78</u>
96	<u>79</u>
97	<u>80</u>
98	<u>81</u>
99	<u>82</u>
100	<u>83</u>
101	<u>84</u>
102	<u>85</u>
103	<u>86</u>
104	<u>87</u>
105	<u>87</u>
106	<u>88</u>
107	<u>88</u>
108	<u>89</u>
109	<u>89</u>

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

138		<u>77</u>	
139		<u>78</u>	
140		<u>78</u>	
141		<u>79</u>	
142		<u>79</u>	
143		<u>80</u>	
144		<u>80</u>	
145		<u>81</u>	
146		<u>81</u>	
147		<u>82</u>	
148		<u>82</u>	
149		<u>83</u>	

7の2 省略

7の3 中学校・小学校教育職員給料表の特2級から3級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
特2級	3級
1～85	省略
86	<u>75</u>
87	<u>76</u>
88	<u>77</u>
89	<u>78</u>
90	<u>79</u>
91	<u>79</u>
92	<u>80</u>
93	<u>80</u>
94	<u>81</u>
95	<u>82</u>
96	<u>83</u>
97	<u>84</u>
98	<u>85</u>
99	<u>86</u>
100	<u>87</u>
101	<u>88</u>
102	<u>89</u>
103	<u>90</u>
104	<u>91</u>
105	<u>92</u>
106	<u>93</u>
107	<u>93</u>
108	<u>93</u>
109	<u>93</u>

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 73	省略		
74	43	22	<u>33</u>
75	44	23	<u>34</u>
76	44	24	<u>34</u>
77	45	25	<u>35</u>
78 ~ 120	省略		
121	63	<u>58</u>	
122	63	<u>58</u>	
123	63	<u>59</u>	
124	63	<u>59</u>	
125	64	<u>59</u>	
126	64	<u>59</u>	
127	64	<u>60</u>	
128	64	<u>60</u>	
129	65	<u>60</u>	
130	65	<u>60</u>	
131	65	<u>61</u>	
132	65	<u>61</u>	
133	65	<u>61</u>	
134	65	<u>61</u>	
135	65	<u>62</u>	
136	66	<u>62</u>	
137	66	<u>63</u>	
138 ~ 153	省略		

別表第34 (第30条関係)

昇 給 号 給 数 表

昇給 区分	A	B	C	D	E
昇給 の号 給数	<u>8 以上</u>	<u>6</u>	4 (行政 職給料表 の適用を 受ける職 員でその 職務の級 が7級以 上である もの又は 第29条各 号に掲げ る職員に あつて は、3)	<u>2</u>	<u>0</u>
	<u>2 以上</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

備考 この表に定める上段の号給数は職員給与条例第4条第7

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 73	省略		
74	43	22	<u>34</u>
75	44	23	<u>35</u>
76	44	24	<u>36</u>
77	45	25	<u>37</u>
78 ~ 120	省略		
121	63	<u>59</u>	
122	63	<u>59</u>	
123	63	<u>60</u>	
124	63	<u>60</u>	
125	64	<u>61</u>	
126	64	<u>61</u>	
127	64	<u>61</u>	
128	64	<u>61</u>	
129	65	<u>62</u>	
130	65	<u>62</u>	
131	65	<u>62</u>	
132	65	<u>62</u>	
133	65	<u>63</u>	
134	65	<u>63</u>	
135	65	<u>63</u>	
136	66	<u>63</u>	
137	66	<u>64</u>	
138 ~ 153	省略		

別表第34 (第30条関係)

昇 給 号 給 数 表

昇給区分	A	B	C	D
特 定 職 員	<u>8号給以 上</u>	<u>6号給</u>	<u>3号給</u>	<u>2号給</u>
一 般 職 員	<u>8号給以 上</u>	<u>6号給</u>	<u>4号給</u>	<u>2号給</u>
昇給抑制職員	<u>4号給以 上</u>	<u>3号給</u>	<u>2号給</u>	<u>1号給</u>



項の規定又は教育職員給与条例第7条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数はこれらの規定の適用を受ける職員に適用する。

**附 則**

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

**正 誤**

○正 誤

平成24年12月11日付け第2428号愛媛県告示第1488号（開発行為に関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
1089	表 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称欄中	萱田	萱田

○正 誤

平成18年5月30日付け第1764号愛媛県告示第853号（道路の区域変更（一般国道197号））中

ページ	箇 所	誤	正
496	表中 区間欄	八幡浜市保内町宮内288番1から同町宮内249番1まで	八幡浜市保内町宮内1番耕地288番1から同町宮内1番耕地249番1まで

○正 誤

平成24年5月18日付け第2369号愛媛県告示第682号（道路の供用開始（一般国道197号））中

ページ	箇 所	誤	正
435	表中 供用開始の区間欄	八幡浜市保内町宮内281番1地先から同市保内町宮内249番1地先まで	八幡浜市保内町宮内1番耕地281番1地先から同町宮内1番耕地249番1地先まで

○正 誤

平成24年6月8日付け第2375号監査公表（公表第9号）中

ページ	箇 所	誤	正
542	公表番号	公表9号	公表第9号